

「包括再担保契約に基づく担保同意書」新旧対照表

平成 22 年 4 月 17 日

(下線部分改正)

新	旧
私は、貴社に預け入れしている信用取引代用有価証券について、下記の定めにより貴社が証券金融会社、又は金融商品取引者等に関する内閣府令第 146 条第 2 項に基づき他の金融商品取引業者等に混同担保として提供することに同意します。	私は、貴社に預け入れしている信用取引代用有価証券について、下記の定めにより貴社が証券金融会社、又は金融商品取引者等に関する内閣府令第 140 条に規定する母店金融商品取引業者に混同担保として提供することに同意します。